

徳島県告示第八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う病院又は診療所		担当する	指定更新
名称	所在地	名称	所在地	医療の種類	年月日
日本赤十字社	東京都港区芝大門一・一・三	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口一〇三番地	育成医療（腎臓に関する医療） 更生医療（腎臓に関する医療）	令和六年五月一日
同	同	同	同	育成医療（心臓脈管外科に関する医療） 更生医療（心臓脈管外科に関する医療）	同
社会医療法人川島会	徳島市北佐古一番町六番一	藍住川島クリニック	板野郡藍住町徳命字前須西九八番一	更生医療（腎臓に関する医療）	同 七月一日
医療法人慈友会	小松島市赤石町一四番二七号	ライフクリニック	小松島市赤石町一四番二七号	同	同 十一月一日
日本赤十字社	東京都港区芝大門一・一・	徳島赤十字病院	小松島町字井利ノ	育成医療（耳鼻咽喉科）	同 十二月

医療法人杏寿会	医療法人小倉診療所	同	同	同	
八六・一 名西郡石井町石井字石井四	地 徳島市蔵本町二丁目二七番	同	同	同	三
形外科 医療法人杏寿会遠藤整	医療法人小倉診療所	同	同	同	
二六三・一 名西郡石井町石井字石井一	地 徳島市蔵本町二丁目二七番	同	同	同	口一〇三番地
更生医療（整形外科に 関する医療）	育成医療（整形外科に 関する医療） 更生医療（腎臓に 関する医療）	育成医療（腎移植に 関する医療） 更生医療（腎移植に 関する医療）	育成医療（形成外科に 関する医療） 更生医療（形成外科に 関する医療）	育成医療（整形外科に 関する医療） 更生医療（整形外科に 関する医療）	に関する医療） 更生医療（耳鼻咽喉科 に関する医療）
同	同	同	同	同	月一日

医療法人うずしお会	医療法人真樹会	医療法人天真歯科矯正 歯科	
八〇 鳴門市撫養町立岩字元地二	徳島市佐古七番町五番三号	小松島市小松島町字北浜三 六・二	
朝病院 医療法人うずしお会岩	医療法人真樹会宇高耳 鼻咽喉科医院	天真歯科矯正歯科	
八〇 鳴門市撫養町立岩字元地二	名西郡石井町石井字石井六 三五・二九	小松島市小松島町字北浜三 六・二	
更生医療（腎臓に関する医療）	育成医療（耳鼻咽喉科に関する医療） 更生医療（耳鼻咽喉科に関する医療）	育成医療（歯科矯正に関する医療） 更生医療（歯科矯正に関する医療）	関する医療）
同	同	同	